

表 6 麻薬取締官の業務に関する説明と面接設定の依頼
(Ver.5:20040726)

麻薬取締官は以下のような働きかけをするので、そのかかわりにより、対象者が規制薬物の乱用を避けようとし、薬物を使わない生活の回復が促進されます。

- 1 麻薬取締官は、薬物乱用の未然防止を目的とし、対象者が覚せい剤等の規制 薬物の入手先及び周辺薬物関係者と絶縁するように、対象者及び対象者の家族、 知人に働きかけます。
- 2 麻薬取締官は司法権を有します。従って、規制薬物に関する違法行為を発見 した場合は、直ちに司法的立場から逮捕等検挙手続が行われることになります。
- 3 麻薬取締官は、対象者の精神科的治療の必要性の把握に努め、指導あるいは 検挙手続きを進める際にも、必要な精神科的治療が提供されるよう配慮します。
- 4 麻薬取締官は、精神科医療及び精神保健福祉、薬務行政にかかる専門職、 その他の関係者と協力し、対象者の社会復帰が進むように働きかけます。
- 5 麻薬取締官は、対象者の状況把握をするため、関係専門職に定期的な情報提 供依頼をしま す。

以上を説明いたしました。

平成 年 月 日
担当者氏名

麻薬取締官との面接設定の依頼

麻薬取締官の業務に関する上の説明を受けました。
麻薬取締官と私が面接できるよう設定することをお願いします。

担当者殿
平成 年 月 日
氏名

表7 下総精神医療センター 殿

下に記載してある、過去に実施された私の尿検査結果について、私の所属する下記ダルク施設長に連絡してくださるように依頼いたします。

連絡先 千葉ダルク 施設長

平成 年 月 日

氏名

千葉ダルク 施設長 殿

貴施設に所属しておられる方の以下の尿検査につき、ご本人の依頼により、検査の結果をお知らせします。

平成 年 月 日

下総精神医療センター

担当者

検査日	検査結果	追加事項
	陰性・陽性()	

陽性結果への対応

表8-1

① スタッフについて 1回目から3回目までの陽性結果に対する対応

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| A. 注意・指導で対応 | D. 施設より退去させる |
| B. 後に復職させることを予定し、
スタッフとしての職を一時中止する | E. 警察に通報し捜査を要請 |
| C. スタッフとしての職を解く | F. その他 |

1回目	B 3施設	C 18施設	D 1施設	E 1施設
-----	-------	--------	-------	-------

2回目	B 2施設	C 3施設	D 3施設
-----	-------	-------	-------

3回目	B 3施設	C 2施設	D 2施設	E 1施設
-----	-------	-------	-------	-------

「薬物を使用しないことがスタッフの基本条件」 6施設

「話し合って決めたい」 6施設

※ 重複回答あり

陽性結果への対応

表8-2

② メンバーについて 1回目から3回目までの陽性結果に対する対応

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| A. 注意あるいは指導で対応する | D. 警察に通報し捜査を要請する |
| B. 再度入寮させることを予定して、
一定期間入寮を禁じる | E. その他 |
| C. 施設より退去させる | |

1回目	A 6施設	B 2施設	C 1施設	D 1施設
-----	-------	-------	-------	-------

2回目	A 5施設	B 3施設
-----	-------	-------

3回目	A 2施設	B 2施設	C 5施設
-----	-------	-------	-------

「入寮者には尿検査を予定しない」 2施設

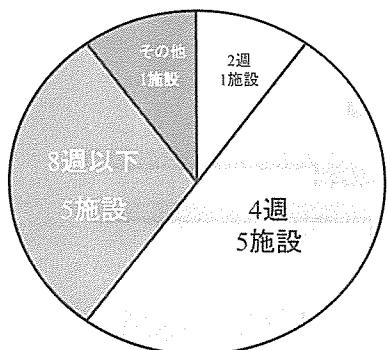
「話し合って決めたい」 5施設

※ 重複回答あり

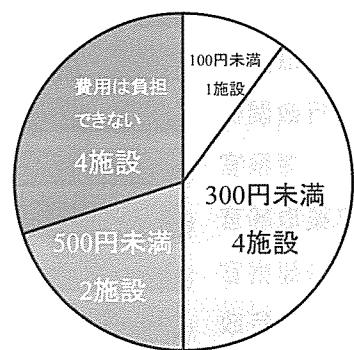
表9

尿検査の頻度や費用

頻度



費用



※ 重複回答あり

表10-1

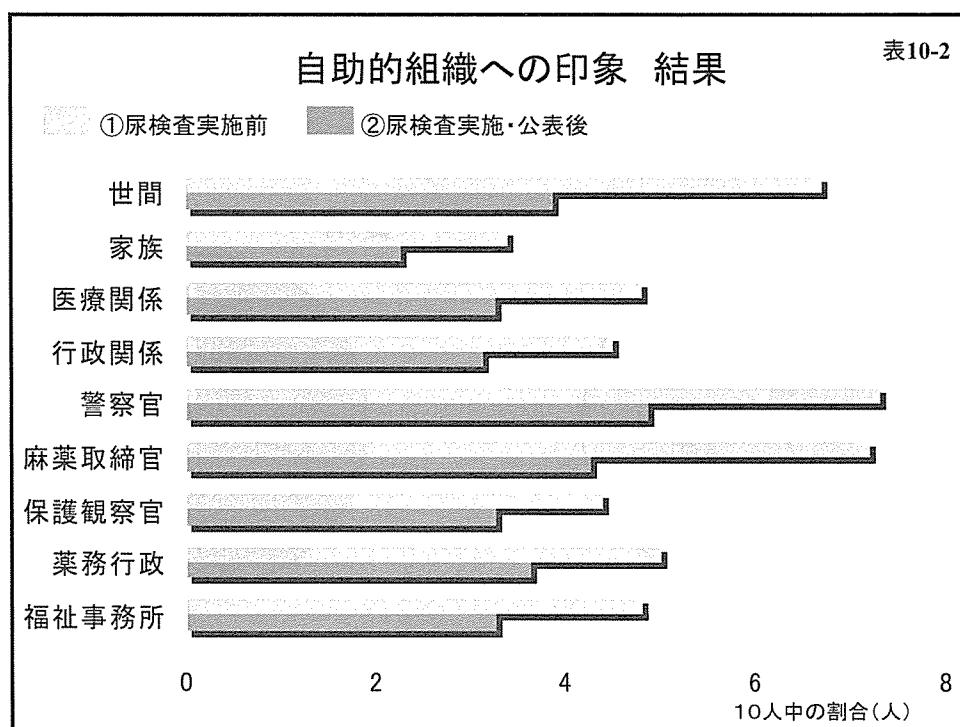
尿検査の実施と公表が与える自助的組織への印象

- ① 自助的組織に対し、以下の各種集団から誤解や偏見を受けたり、そう感じたりすることがあるか
- ② 尿検査の導入・公表の後に、以下の各種集団から誤解や偏見をどの程度受けると思うか
(いずれも10人中何人程度かについて問うた)

<対象となる各種集団>

世間一般	麻薬取締官
入寮者の家族	保護観察官
医療関係者	都道府県薬務行政者関係者
精神保健行政関係者	福祉事務所関係者
警察官	

表10-2



平成17年度厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）

薬物需要削減対策における関係機関の連携

規制薬物を乱用する生徒への対応における学校と警察の連携

分担研究者 上野正裕 千葉県立八千代高等学校
研究協力者 平井慎二 下総精神医療センター

研究要旨

薬物乱用の問題はますます深刻化しているが、乱用者に効果的に対応するためには警察をはじめとする取締処分側と、医療や保健行政、教育などの援助側が適正に連携することが必要である。前回の研究では、千葉県内の公立高等学校を対象とした調査を実施したが今回は、我が国の教育委員会や学校教育がとるべき態度について以下のことについてどのような意見を持っているか調査し、今後、関係機関との連携を図る上での一助となることをねらった。

- 1 学校は直近の覚せい剤使用を通報するか否か
- 2 覚せい剤再使用予防のために取締り機関に連絡する条件
- 3 関係機関への期待（警察・精神保健センター・精神科医療）

調査方法はアンケートによる意識調査として、各都道府県及び政令指定都市教育委員会教育長に依頼した。

この結果から、学校の対応について薬物使用問題は速やかに警察に連絡すべだという考えが大勢を占めているといえる。

千葉県教育委員会は「やり直しのきく教育システムの構築を促し、問題生徒に対して根気強く指導することや、諦めないこと、また、いたずらに自主退学を勧めないこと」を指導しており、このことについては、日本全国共通した考え方であろうと思うが、この重大な薬物乱用問題について教育委員会は、学校では手に負えないことで、通報の義務が有ると考えているようだ。

このことについては、教育委員会内の保健厚生関係部署や生徒指導に関わる部署が担当し熱意を持って啓発や防止対策を実施しているとは思うが、具体的な他機関との連携となると不足しているのではないかと思われる。

今後一層、このことについて効果的に成果を挙げるには、学校と警察は互いに補い合う姿勢を持ち、教育機関として人格育成の場である支援者の立場と取締機関としての抑止力をより明確に打ち出して、連携することが求められる。

A 研究目的

各領域が自領域の機能を発揮、及び他領域の機能への期待に関する意見を把握することは種々の領域にまたがる薬物乱用問題への対策の検討は不可欠である。

今回は、我が国の教育行政が規制薬物乱用問題について学校をどのように指導し、関係機関に対しどのような期待を持ってい

るか調査することとした。校長はどの程度把握し、また、その対応についてどのような考えをもっているかをまとめることによって、現在行われている警察との連携の実態を探り、今後、より密接な協力関係の構築に資するものである。

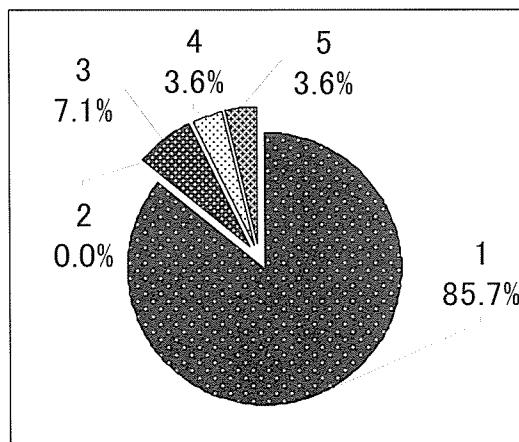
- (1) 調査期日
平成18年1月31日～2月25日
- (2) 対象
47都道府県教育委員会教育長
13政令都市教育委員会教育長
- (3) 回収率 46.7%
- (4) 調査項目
- B 薬物需要削減対策のための連携に関する調査
- 1 直近の覚せい剤使用を通報するか否か
- 2 覚せい剤再使用予防のために取締機関に連絡する条件
- 3 警察への期待
- 4 精神保健福祉センターへの期待
- 5 精神科医療への期待

現在、貴都道府県において教育委員会はどのような期待、あるいは指導、調整の方針をお持ちでしょうか。用意した選択肢から最も近いものを選び、番号に○をつけてください。

1 生徒による直近の覚せい剤使用を通報するか否かについて

間 覚せい剤を反復して使用してきた生徒が直近(尿から検出される可能性が高い数日以内)にも覚せい剤を使用し、この生徒自身から使用をやめるための相談を教職員に持ちかけた場合、学校は警察等の取締機関に速やかに連絡すべきか否かについてお尋ねします。

- 1) 学校は警察等の取締機関に速やかに連絡すべきである。
- 2) 学校は警察等の取締機関に速やかに連絡すべきでない。
- 3) ケースバイケースであり、覚せい剤使用のみからは、一概に回答できない。
- 4) このような案件については学校現場に任せるべきで、特に方針はない。
- 5) その他 (自由記載可)



教委	教委	%
1	24	85.7
2	0	0
3	2	7.1
4	1	3.6
5	1	3.6

5) その他 (自由記載)

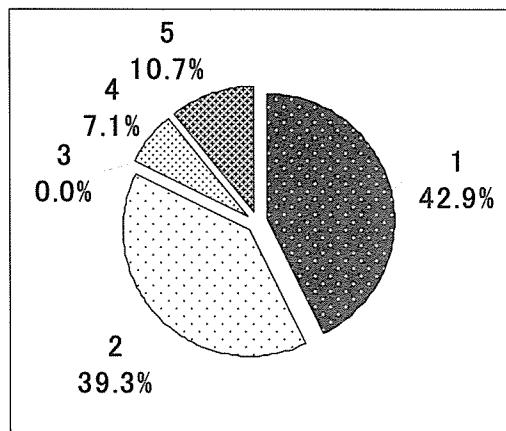
- 1) 生徒からの相談を受けた場合生徒と教師との信頼関係ができているから相談したのであり受けた側としては通報するか否か非常に迷うところである。生徒の同意を得られればもちろん良いが覚醒剤等の薬物については重大な問題であり専門機関の協力も必要であることから通報は行うべきである。
- 1) 保護者との関係が悪化する場合も想定されるので関係機関との連携を図りながら対応する
- 5) 警察に相談をするとともに、本人及び保護者を説得し自ら警察に申し出させる。

(応じない) 場合は警察に詳細を報告する

2 覚せい剤再使用予防のために取締機関に連絡する基準について

問 覚せい剤を過去(半年程前)に数度使用した生徒が、数日前から再度覚せい剤を使用したくなり、この予防のための相談を教職員に持ちかけた場合、学校は警察等の取締機関に連絡すべきか否かについてお尋ねします。

- 1) 警察等の取締機関の協力が必要であり、生徒側の同意の有無に関わらず、学校は警察等の取締機関に連絡すべきである。
- 2) 警察等の取締機関の協力を得ることも効果があるので、生徒側の同意が得られれば、学校は警察等の取締機関に連絡をしてもよい。
- 3) このような案件について学校は、警察等の取締機関に連絡すべきではない。
- 4) このような案件については、学校現場の判断に任せるべきで、特に方針はない。
- 5) その他(自由記載可)



教委	教委	%
1	12	42.9
2	11	39.3
3	0	0
4	2	7.1
5	3	10.7

5) その他(自由記載)

- 1) 生徒からの相談を受けた場合生徒と教師との信頼関係ができているから相談したのであり受けた側としては通報するか否か非常に迷うところである生徒の同意を得られればもちろん良いが覚醒剤等の薬物については重大な問題であり専門機関の協力も必要であることから通報は行うべきである。
- 5) 警察に相談をするとともに、本人及び保護者を説得し自ら警察に申し出させる。

(応じない) 場合は警察に詳細を報告する

- 5) ケースバイケースであり一概に回答できない

- 5) 警察等の取締機関の協力を得ることも効果があるので、生徒に十分説明をして学校は取締機関に連絡をすべきである。

*学校の方針(千葉県公立高等学校H16年度調査)

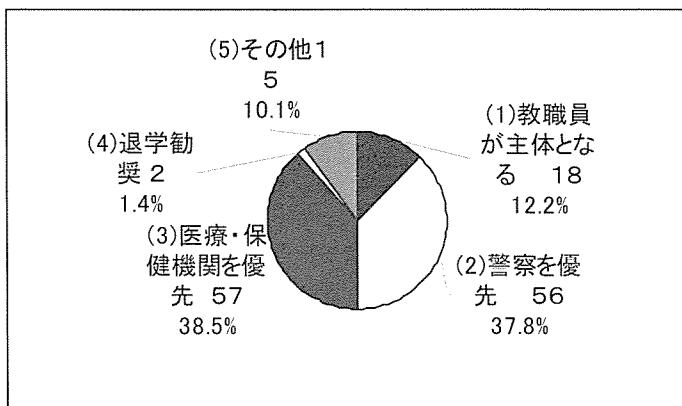
問 本人あるいは家族から、現在も反復している薬物乱用をやめるための相談を受けた場合に、どのように対応するか方針を現在お持ちですか、以下から選択して下さい。

- (1) 教職員が主体となり、指導に当たる。
- (2) 警察による対応を優先させる。
- (3) 医療機関あるいは保健機関(保健所精神保健福祉センター)等の他の機関によ

る対応を優先させる。

(4) (自主) 退学を勧める。

(5) その他

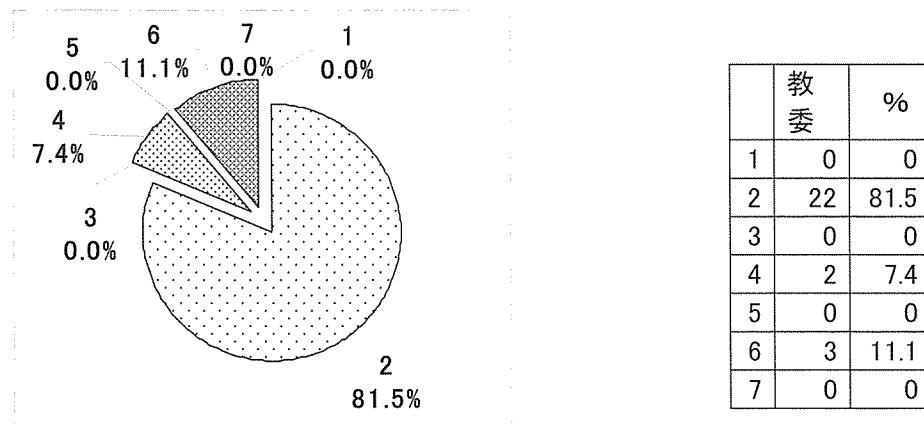


3 警察への期待について

問 学校からの連絡により、覚せい剤乱用する傾向のある生徒の存在を警察等の取締機関が把握した場合、警察等の取締機関がどのように対応することを期待しますか。

(注: 以下の選択肢の文中にある検挙とは、刑事司法の流れに乗せる端緒であり、身柄を拘束されることもある。後に、家庭裁判所での審判(成人の裁判に当たるもの)を受ける)

- 1) 検挙が可能であれば検挙するが、検挙できなければ対応を終了する。
- 2) 検挙が可能であれば検挙するが、検挙できなければ本人への面接あるいは学校への照会等により観察と指導を継続し、経過において可能となれば検挙する。
- 3) 検挙が可能であっても検挙せず、観察と指導を継続する。
- 4) かかわりの始まりにおいては検挙が可能であっても検挙せず、観察と指導を継続し、経過において検挙が可能となれば検挙する。
- 5) 警察は何もしなくてよい。
- 6) これについて特に方針・意見はない。
- 7) その他 (自由記載可)



* 警察への期待 (千葉県公立高等学校 H16 年度調査)

問 規制薬物を乱用する生徒自身に対応する際に、貴校は警察に以下のいずれを期待しますか。最も近い期待度を示した番号を選んで下さい。

- 1 薬物を乱用する生徒を直接検挙すること。

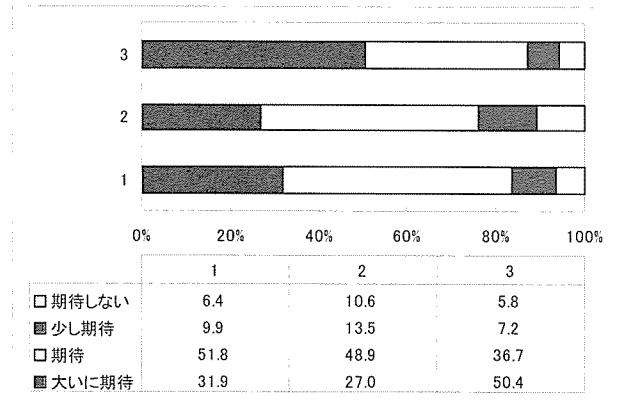
- (1) 大いに期待する
(2) 期待する
(3) 少しは期待する
(4) 期待しない

- 2 学校は生徒を保護的に指導し、警察は取締のため観察に当たること。

- (1) 大いに期待する
(2) 期待する
(3) 少しは期待する
(4) 期待しない

- 3 学校と警察が生徒の情報を共有し、観察指導に当たること。

- (1) 大いに期待する
(2) 期待する
(3) 少しは期待する
(4) 期待しない

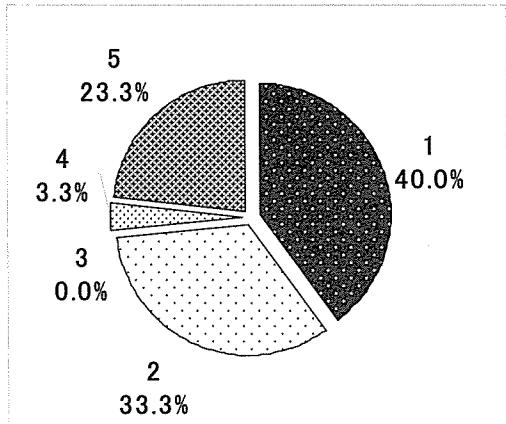


- 4 精神保健福祉センターへの期待について

問 覚せい剤を過去使用したことのある生徒が、数日前から再度覚せい剤を使用したくなり、この予防のための相談を教職員に持ちかけた場合、この生徒への対応において精神保健福祉センターあるいは保健所にどのような協力あるいは対応を期待しますか。

- 1) 本人及び家族に対する指導を、精神保健福祉センターあるいは保健所が全面的に引き受ける。
2) 本人及び家族に対する個別指導は教職員等の教育委員会下の職員が当たるが、知識及び情報提供のための集団での会合等への参加の機会は精神保健福祉センターあるいは保健所が設ける。
3) 精神保健福祉センターあるいは保健所は何もしなくよい。
4) これについて特に方針・意見はない。

5) その他（自由記載可）



	教委	%
1	12	40
2	10	33.3
3	0	0
4	1	3.3
5	7	23.3

5) その他（自由記載）

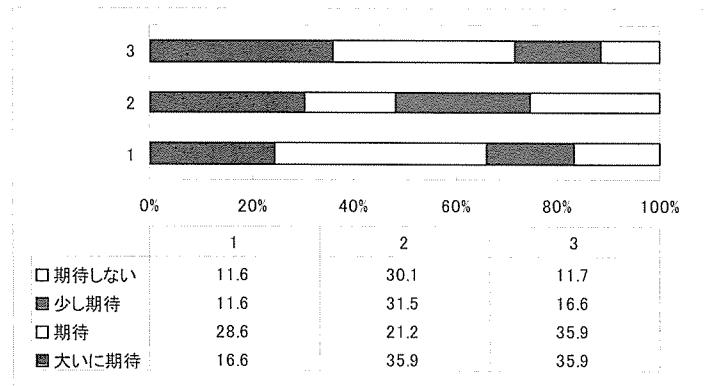
- 1) No.1であっても薬物事犯（特に覚醒剤）はその背景が必ずあるものであることが
ら警察等の取締機関とも連絡した相談のあり方を検討すべきであると考えます。
- 1) （ただし学校との連携をとったうえで指導をすすめる）（個人情報の扱いが難し
いと思うが）
- 1) 本人及び家族に対する指導は教職員等の教育委員会下の職員と精神保健福祉セ
ンターあるいは保健所との機関が提携して対応する
- 2) 関係機関が連携し最善の方法で対応する
- 5) 1) と2) を合わせ、本人及び家族に対する指導を精神保健福祉センター及び保
健所と学校が連携を図り相互での個別指導のもと生徒への対応を図る
- 5) 本人家族に対する指導は精神保健福祉センターあるいは保健所が中心となって
カリキュラムを作り学校と連携しながら学校でも出来ることは学校が受け負う
- 5) 本人及び家族に対する指導を学校と精神保健福祉センターを含めた関係機関が
連携をとって対応する
- 5) 精神保健センターあるいは保健所等と教職員とが連携を取ながら対応していく
- 5) 精神保健センターあるいは保健所が中心となったサポートチーム（学校を含む）
で対応する
- 5) 対応はケースバイケースである。最善策を考える本人保護者の意向を尊重しながらの対
応になるかと考える

* 保健機関への期待（千葉県公立高等学校 H16年度調査）

薬物依存に対する保健機関（保健所、精神保健福祉センター等）の働きかけとして、
次のことにはどの程度期待しますか。最も近い期待度を示した番号を選んで下さい。

- 1 依存症を完全に治し学校に生徒を復帰させると。
 - (1) 大いに期待する
 - (2) 期待する
 - (3) 少しほぼ期待する
 - (4) 期待しない
- 2 生徒が学校に通いながら、保健機関で対応を受けること。

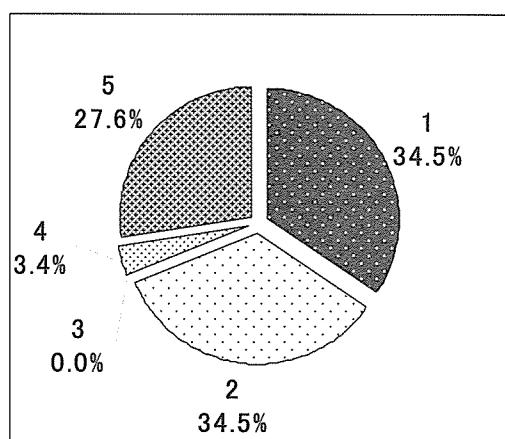
- (1) 大いに期待する
 (2) 期待する
 (3) 少しあは期待する
 (4) 期待しない
- 3 生徒に対応する教師に、保健の専門職が指導すること。
 (1) 大いに期待する
 (2) 期待する
 (3) 少しあは期待する
 (4) 期待しない



5 精神科医療への期待について

問 覚せい剤を過去使用したことのある生徒が、数日前から再度覚せい剤を使用したくなり、この予防のための相談を教職員に持ちかけた場合、この生徒への対応において精神科医療はどのような協力あるいは対応を期待しますか。

- 1) 本人及び家族に対する指導を、精神科医療が全面的に引き受ける。
- 2) 本人及び家族に対する個別指導は教職員等の教育委員会下の職員が当たるが、幻覚妄想等が発症すれば精神科医療が対応する。
- 3) 精神科医療は何もしなくよい。
- 4) これについて特に方針・意見はない。
- 5) その他（自由記載可）



	教委	%
1	10	34.5
2	10	34.5
3	0	
4	1	3.4
5	8	27.6

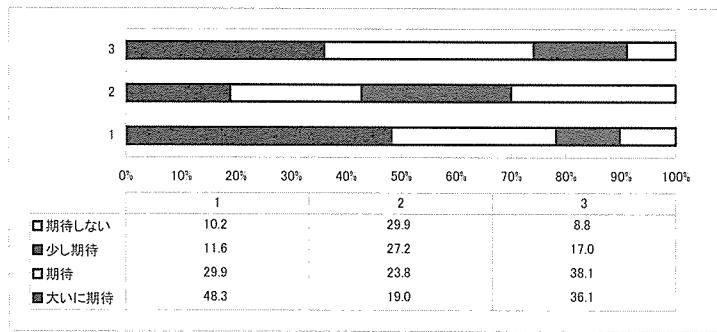
その他（自由記載）

- 1) No.1であっても薬物事犯（特に覚醒剤）はその背景が必ずあるものであることから警察等の取締機関とも連絡した相談のあり方を検討すべきであると考えます。（ただし学校との連携をとったうえで指導をすすめる）（個人情報の扱いで難しいと思うが）
- 1) 本人及び家族に対する指導は教職員等の教育委員会下の職員と精神保健福祉センターあるいは保健所との機関が提携して対応する
- 2) 関係機関が連携し最善の方法で対応する
- 5) 1) と2) を合わせ、本人及び家族に対する指導を精神保健福祉センター及び保健所と学校が連携を図り相互での個別指導のもと生徒への対応を図る
- 5) ケースバイケースで1) または2) になるものと考える。
- 5) 本人家族に対する指導は精神保健福祉センターあるいは保健所が中心となってカリキュラムを作り学校と連携しながら学校でも出来ることは学校が受け負う
- 5) 本人及び家族に対する指導を学校と精神保健福祉センターを含めた関係機関が連携をとって対応する
- 5) 精神保健センターあるいは保健所等と教職員とが連携を取りながら対応していく
- 5) 精神保健センターあるいは保健所が中心となったサポートチーム（学校を含む）で対応する
- 5) 対応はケースバイケースである。最善策を考える本人保護者の意向を尊重しながらの対応になるかと考える
- 5) 主たる対応は精神保健福祉センターあるいは保健所が引き受けその助言のもと学校も保護者生徒と対応する。

* 医療機関への期待（千葉県公立高等学校 H16 年度調査）

問 薬物依存に対する精神科医療の働きかけとして、次のことにはどの程度期待しますか。最も近い期待度を示した番号を選んで下さい。

- 1 依存症を完全に治し学校に生徒を復帰させること。
 - (1) 大いに期待する
 - (2) 期待する
 - (3) 少しありは期待する
 - (4) 期待しない
- 2 生徒が学校にも通いながら、精神科医療で治療を受けること。
 - (1) 大いに期待する
 - (2) 期待する
 - (3) 少しありは期待する
 - (4) 期待しない
- 3 生徒に対応する教師に、精神科医療の専門職が指導すること。
 - (1) 大いに期待する
 - (2) 期待する
 - (3) 少しありは期待する
 - (4) 期待しない



C 考察

調査結果から

1 直近の覚せい剤使用を通知するか否かについて

教育委員会の85.7%は、生徒からの相談に対して、速やかに、警察等の取締機関に通報するとしている。中には、生徒からの相談という状況において通報を躊躇する考えもあったが、それでも通報が最終決断をしている。

2 覚せい剤再使用予防のために取締機関に連絡する条件について

回答の（1）42.9%と（2）39.3%が拮抗しており生徒側の同意が必要か否か、教育委員会によって考え方があることがわかる。また、対応を学校の判断に任せているところも2教委あった。なお、昨年千葉県内の公立高校長を対象に実施した調査では、生徒の相談に対して警察を優先が38%、医療・保健機関が39%と拮抗しており、12%の教職員が主体と回答している。中には相談にもかかわらず、退学を勧奨する校長も1%あった。

3 警察への期待について

おおかたの教委は、学校が生徒の覚せい剤使用を連絡した場合、逮捕を想定していることがわかる。生徒が逮捕されるということは、教育現場として痛恨の事態であり、千葉県での調査でも多くの校長がそれを想定していることが伺える。また、3教委はこのことについて特に方針も意見もないと

している。

4 精神保健福祉センターへの期待について

本人や家族への指導の期待がここでも学校が主体になるか否か（1）40%（2）33.3%と二分した。また、自由記載に多くのコメントが寄せられ、特に、学校の支援を期待する内容が寄せられた。

5 精神科医療への期待について

ここでも、同様に考えが拮抗しており我が国では、各都道府県において二通りの考えがあることがわかった。

我が国の教育委員会は管下の学校に対して、薬物乱用防止教育の手立てを示しており、文部科学省や知事部局からの指導を受けこのことを専門に手がける、保健関係や指導課などの担当者が、リーフレットの作成、担当教諭対象の研修会など、あらゆる手を尽くして啓発活動をしている。

この度の調査は、教育委員会教育長を対象に行ったものであり、教育委員会の総意であるはずである。通常、回答の作成過程で、担当者が原案を作り、それを上司が決裁をすることになる。しかし、それが文部科学省や知事部局等上部機関からの文書であれば100%に近い回答となるが、他機関からのものとなると、場合によっては、担当者の裁量で回答するか否かを判断することも考えられる。46.7%の回答率の低さはそれを如実に物語っており、回答しないと判断した者が存在する。薬物乱用防止教育は教

育機関として大きな課題であるが、乱用者への対応については考えの及ばないことがないように思われる。この度の回答の中には、回答者の苦悩が現れているものも少なくなく、教育機関としての支援者の立場から警察等の取締機関に生徒が検挙されるという想定が教育者としての迷いが推察される。

生徒からの相談があったということは、教師を信頼し救いを求めてきた者である。警察に通報するという行為は教育の自殺行為といわざるをえない。支援者の立場が警察等の取締機関と一体となるということは、生徒の誰もが教員を信頼しなくなり、相談という言葉は学校教育では死語になってしまう。

ここに連携の真の困難さがみられる。他機関と協調することは、場合によって自分たちが信じてきたものが否定されることあり、それは抱えている組織そのもの混乱させる恐れがある。

また、千葉県の校長を対象とした調査でもわかるように、ほとんどの校長はこの問題に取り組んだことがなく、今後もないとしている。教育委員会の担当省はいずれ、学校の管理職となる者であり、実際場面で

直面していないのではないかと推察されることから、薬物乱用防止教育には熱心に取り組んでいても、乱用者への対応については、重大な犯罪であり警察などの取締機関に委ねるしかないと考えていると思われる。

結論

教育委員会として意見のほぼ一致がみられたのは、1の学校は警察等の取締機関に速やかに連絡すること、3の警察への期待について検挙が可能であれば検挙させることであった。他の、項目においては意見がほぼ二分されており、教育機関としてのガイドラインが明確ではない。また、このことについて、教育機関が他機関との連携を積極的に行っているという実態がみられない。連携の実効を挙げるためには厚生労働省、文部科学省、警察庁など、国レベルでの話し合いが求められ、互いの役割・目的を認識し薬物の需要をいかに削減できるかを話し合いのテーブルにつくことが求められる。教育機関（支援）としては、その対応がやり直しのきくものであり、人格育成に寄与し、健全な人生を歩ませるためのものであるという支援者の立場を忘れてはならない。

平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）

薬物需要削減対策における関係機関の連携

薬物乱用者に対する精神科医療における専門施設と一般施設の連携

分担研究者 富永 格 独立行政法人国立病院機構
下総精神医療センター

研究協力者 平井慎二 同上

研究要旨

この分担研究は、薬物需要削減にも貢献するように地域の精神科医療施設が連携することを目的としている。研究開始当初は、薬物乱用者に専門的に精神科医療を提供する下総精神医療センターに受け入れた患者を、安定した後に一般精神科医療施設に紹介することを焦点とした。これに加えて、後の調査により、安定傾向にある薬物乱用者、あるいは軽症の薬物乱用者に対応する精神科医療施設が少なからずあるが、激しい精神病症状を持つ薬物乱用者の発生並びに受診中でも患者の精神病症状の増悪への対応には困難性があり、これらの危機的な状況への対応を円滑に行うことが求められることが分かり、このところも研究の主要な焦点とするべきであると考えるようになった。

このため、平成 17 年度は、薬物需要削減対策の中での精神科救急の役割を明確化することを試みた。

規制薬物乱用者に対する、精神科救急に積極的な施設による態勢を次のように考えた。精神科救急を担う施設は、突然発症した精神病に緊急に対応するという特別な機能を持つため、薬物乱用者に発症した精神病にも対応が可能であり、薬物乱用者を連携体系に導入するところにおいて重要な役割を持つ。従って、精神科救急を担う施設は、対象者を円滑に受け入れるために、取締機関に対象者の規制薬物乱用を通報せず、精神病への治療を優先させることが求められる。この後に、その施設において、あるいは他の施設に患者を紹介し、依存からの回復を促進させるための援助的サービスと法的抑止力を提供する処遇環境を設定することが適切である。

この考えに従った連携をまずは千葉県内に導入するために、協力の方の案を作成し、精神科救急に積極的な千葉県精神科医療センターに、薬物関連精神疾患の治療に積極的な下総精神医療センターから送付し、検討を進める準備を整えた。

A. 研究目的

平成 15 年度の研究では、薬物乱用者に対する精神科医療の提供においては各精

神科医療施設が自施設の対応能力に応じた機能を發揮し、地域全体での精神科医療による薬物乱用者への対応能力を向上

させるために、依存が激しい状態にある薬物乱用者あるいは暴力団等に所属しており威嚇の激しい薬物乱用者には薬物関連精神疾患に対応する専門部署をもつ精神科医療施設が対応し、依存及び行動の安定した薬物乱用者には一般の精神科医療施設が対応することを基本とする、精神科医療の中での施設間の連携を構想した。また、この構想に基づき、そのような連携に参加し、実務において薬物乱用者に対応する意思を千葉県下で精神科医療を提供している 153 施設に問うたところ、16 施設（専門施設として 1 施設、一般施設として 15 施設）が、協力する意思を持つという回答を寄せた。

平成 16 年度の研究では、精神科医療施設に受診中の薬物関連精神疾患患者の内、専門施設に紹介することが適切であると担当医師が判断している患者の数、特性に関する調査を行い、薬物乱用者への専門部門を持つ精神科医療施設（専門施設）が準備すべきところ、並びに、一般施設と専門施設間の連携のあり方に検討を加えた。調査において千葉県下で精神科医療を提供している 150 施設を対象に問うたところ、42 施設から回答があり、この内 29 施設は専門施設に送りたいとする患者はいなかった。13 施設から専門施設に送りたいとする患者がいるという回答があった。現時点では対応しているが、いずれは専門施設に送りたいと判断する患者は 19 例であり、また、現時点で専門施設に送りたいと判断する患者は 1 例であった。この数は、一時点をもって専門施設へ紹介すべき患者は多くないこと、並びに、一般施設の一部は軽症の薬物乱

用者に対応する態勢を持つことを示すものである。

わが国において乱用されている薬物が主には覚せい剤と有機溶剤であり、これらは精神病惹起作用が強い。地域の精神科医療機関が連携して、効果的な対応をするためには、薬物乱用者における精神病性障害の発現等の危機的状況に際し、対応可能な精神科医療施設が円滑に患者を受け入れ、その者を円滑かつ確実に専門施設等に受診させることが求められる。この導入の部分を成立させることにより、薬物への渴望期を経過し安定した状態になった対象者は一般施設が対応するという流れを持つ体系の効果が高まり、薬物需要削減対策に精神科医療がより貢献するものとなる。

今年度の研究は、前段落の中の、薬物乱用者における精神病性障害の発現等の危機的状況に際し、対応可能な精神科医療施設が円滑に患者を受け入れ、その者を円滑かつ確実に専門施設等に受診させるという部分に焦点を当て検討を深める。

B. 研究方法

精神科救急の特性と薬物需要削減のため求められる要素を検討し、精神科救急に積極的な施設と薬物専門部門を持つ施設の連携案を作成する。これを持って、精神科救急に積極的な施設に働きかけ、意見交換を行う。

C. 研究結果

1. 現在の精神科医療における対応方針の不統一

1) 精神科救急に積極的な施設の特性

薬物乱用者に精神病性障害が救急の対象となる状況で発生あるいは増悪した際には、精神科救急に積極的な施設はこれに対応する高い能力を持つ。

一方で、精神病性障害の原因となる薬物依存は精神科救急の対象ではない。

また、精神科救急に積極的な施設の機能は、これらの施設から後方で患者を受け入れる他施設の存在により成立するものであり。つまり、精神科救急体制とは、精神科的治療を緊急に提供すべき患者を受け入れる施設と、後に残された問題に対応する施設の存在により完成するものである。

2) 精神科救急患者を受け入れる施設による対象者の規制薬物使用への対応方針

現在、精神科救急に積極的な施設は、緊急に対応すべき精神病症状をもつ薬物乱用者が、採尿すれば規制薬物が検出される可能性のある状況で受診した場合には、その患者が検挙されることをかなりの程度に優先していると報告者は把握している。

具体的に例を挙げると、薬物乱用者やその家族などの周囲の者から、最近使用した覚せい剤乱用に原因して発現した精神病症状等の治療をしてもらえるかを精神科救急の職員が問われた場合に、まず、警察で採尿を行なってもらってから受診することを指導すること、あるいは、診療した薬物乱用者の薬物規制法違反を警察に検挙を目的に通報することなどである。

この態勢は、規制薬物乱用という違法行為を放置することを回避するためのものと考えられる。

3) 精神科医療の中での態勢の不統一と体系への影響

① 薬物関連精神疾患の治療に積極的な施設の態勢

薬物の反復乱用は、その薬物が規制の対象であっても、これを精神医学的にみれば、薬物依存という疾患名がつき、薬物使用自体が病状の一部であるという理解となる。従って、薬物依存に働きかけることを機能の一つとしても施設は、その機能を發揮するためには、薬物乱用者を受け入れるという手続きが必要となる。

従って、精神科医療に受診した者による規制薬物乱用が直近のものであっても、薬物乱用者に積極的に対応する施設は、対象者が検挙されるようには通報しない。

② 薬物需要削減の体系への影響

一方、前記したように精神科救急に積極的な施設は、患者であっても規制薬物を使用した者は検挙されるように通報することを優先する態勢を持つ。このように精神科医療においては、対象者の規制薬物乱用を検挙されるように通用するという態勢と、通報しないという態勢があり、これらは正反対であり、大きな差異がある。

薬物乱用問題は多くの領域に關係しており、薬物需要を削減するためには関係領域が連携し一つの体系として機能することで効果が上がる。また、体系が機能するためには、各領域がその領域に適切な役割を受け持ち、一貫して、その役割を果たすことが求められる。他の領域および対象者を惑わすような状態では、体系の一部として機能しないこととなる。

従って、現在、通報する態勢としない態勢の両方を持つ精神科医療は薬物需要削減

のための体系に十分には貢献していないと考えられる。

4) 精神科医療の中での摩擦の例

この差異に基づいて現場で生じた実務上の摩擦を以下に記す。

報告者の勤務する下総精神医療センターは薬物乱用者を積極的に受け入れ、治療を提供する施設であり、千葉市にある。また、千葉県精神科医療センターは精神科救急に積極的な施設であり、これも千葉市にある。

下総精神医療センターに継続的に受診していた薬物関連精神疾患を持つ患者が覚せい剤を使用し、精神病状態になった。患者側が下総精神医療センターでの治療の可否を電話で問うてきた。下総精神医療センターには保護室に空きがなく、受け入れられなかつたために、担当医が千葉県精神科医療センターに、短期間の入院治療を依頼した。この依頼に対して、千葉県精神科医療センターの医師は、その患者の受診に警察がかかわり、後に捜査が開始されるように対応することを受け入れの条件とした。

その患者は早急に保護下に置かれる必要があったために、後には対象の患者による精神科医療への接近性が阻害されることを犠牲にして、下総精神医療センターの担当医は千葉県精神科医療センターに患者への対応を依頼した。

2. 精神科救急患者を受け入れる施設と他施設の連携による処遇要素の充実

前記のような臨床での摩擦を分析し、次のように対応するところを分担する意識

を持つことにより、緊急に対応すべき精神病状を持つ規制薬物乱用者を効果的な処遇環境に導入する連携が成立する。

1) 規制薬物乱用者の持つ問題性

精神科救急を積極的に受け持つ施設と薬物乱用関連精神疾患の治療に積極的な医療施設、刑事司法との関係に焦点を当てて、精神病状態にある規制薬物反復乱用者の持つ対応すべき要素を挙げると、①精神病状、②薬物依存という疾病性、③薬物規制法違反（使用）という犯罪性という3つの要素を上げることが適切である。

2) 規制薬物乱用者への働きかけの種類

これらへの対応を記すと、精神病状には投薬を中心とした精神科的治療である。

また、薬物依存という疾病性と薬物規制法違反（使用）という犯罪性は、規制薬物の反復乱用という一つの行為を、精神医学的に、及び、現在のわが国の法律に照らし合わせて見た場合の要素である。つまり、薬物依存と薬物規制法違反（使用）は、規制薬物反復乱用を中止させるための働きかけの焦点と理解すべきであり、これらに対して働きかけの方法が存在する。

薬物依存という捉え方をした場合には、主に援助的な方法を通じて働きかける。

また、薬物規制法違反という捉え方をした場合は、規制薬物乱用者の全てを必ず取り締まって処分しなければならないものではなく、その方法を用いて対応する手段をもつ体系において、対象者が法による抑止を感じるようにし、薬物規制法違反（使用）をさせないという機序で働きかけることも意識するべきである。

この機序での効果を高めるためには、取締処分側職員には厳正に取り締まる態勢

が求められる。援助側職員にも、この機序での効果を高めるために貢献するべきであり、その方法は、対象者の問題を依存と捉え、まずは受け入れて援助を提供することを優先させながらも、対象者に法による抑止力を提供する態勢が求められる。

3) 各働きかけと担当する施設

精神科救急の対象となる規制薬物乱用者は、①精神病症状、②薬物依存という疾患性、③薬物規制法違反（使用）という犯罪性を持つ。これらの要素に、どの段階で、どの施設が働きかけるべきかを示す。

①精神病症状

直ちに対応しなければならない精神病症状を持つ規制薬物乱用者が夜間や休日に発生した場合には、これに対応するのは精神科救急に積極的な施設である。このような患者への対応に際しては、円滑に精神科的治療を提供することが望ましく、取締処分的な対応がなされるかは、まずは検討すべきではない。

一方、徐々に発症した精神病症状あるいは直ちに対応すべき精神病症状を持つ規制薬物乱用者であっても平日の昼間に発生した場合には、一般の精神科医療施設が対応することが可能である。

②薬物依存という疾患性

激しい精神病症状が鎮静化していくと、薬物依存を標的にして働きかけなければならぬ。精神病症状に対応した施設が、精神科救急のみに対応する施設なら、薬物依存の治療に積極的な施設に患者を紹介すべきである。

薬物依存に積極的に対応する施設は、主に援助的な手法を用いて対応し、また、対象者の持つ問題の内、精神科医療で対応しきれないものに関しては、問題の特性を検討し、必要性や対象者による受け入れを考え、他の機関に対応を依頼する態勢をもつべきである。

③薬物規制法違反（使用）という犯罪性

規制薬物使用直後の精神病状態の治療を円滑に開始する際に、対応されず残された問題の内、大きなものの一つは、対象者による薬物規制法違反（使用）という犯罪性である。薬物関連精神疾患に積極的に対応する施設は、この犯罪性に対して、取締処分側の存在を背景にした働きかけを必ず開始しなければならない。このことが、精神科救急体制が規制薬物乱用者の精神病状態に迷い無く対応することを支える重要なものとなる。

薬物関連精神疾患の治療に積極的な施設は、必ず援助する態勢を保持し、対象者の薬物規制法違反（使用）に対し、刑事司法体系の法的抑止力を提供しなければならない。この方法として、この研究班（薬物需要削減のための関係機関の連携に関する研究）が推奨するものは、尿検査を用いて規制薬物使用の有無を明確にした上で指導と、麻薬取締官が処遇にかかるわる方法である。

援助側専門職が患者に対して、検挙されることを求めるることは、援助側専門職の業務範囲を逸脱し、取締処分側に荷担するものであり、不適切である。一方、この研究班が推奨するものは、規制薬物使用を中止しなければ、検挙される可能性が高い設定